

2026年9月吉日

群馬県地域創生部
文化遺産課 御中

公益財団法人 住友財団

2026年度文化財維持・修復事業助成のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて当財団では設立来、日本国内の文化財（美術工芸品）の維持・修復事業に対して助成を行っておりますが、今年度も例年と同様に10月1日から11月30日まで助成対象を募集致しますので、ご案内申し上げます。

今年度は、例年の助成金総額7,000万円、助成件数の目処40件程度の募集に加え、住友財団創立35周年を記念して、国内および海外の文化財維持・修復事業助成にご応募いただいた事業を対象に、上記とは別枠で合計2,000万円の助成を行います。

ご参考までに、今年度の募集要項・申請書類、Q&A（よくあるご質問）と当財団の年次報告書(2025年度)を、同封致します。

尚、当財団のホームページ（<https://www.sumitomo.or.jp/>）にも掲載しておりますのでダウンロードしてご使用いただけます。

お手数をお掛けしますが、各市町村の文化財ご担当の皆様にも、当文化財維持・修復事業助成についてお知らせいただければ幸いです。

敬具

2024年度より新たな助成プログラムとして「修復文化財展示事業助成」を創設いたしました。当財団の文化財維持・修復事業助成を受けて修復を終えた文化財の展示を対象を限定した助成となりますが、ご参考までに2026年度の募集要項を同封させていただきました。

〈本件に関する照会先〉

公益財団法人 住友財団 担当：井原 清悟

Tel: 03-5473-0161

Fax: 03-5473-8471

E-mail: kokunai.bunkazai@sumitomo.or.jp

2026 年度 文化財維持・修復事業助成 募集要項



公益財団法人 住友財団
The Sumitomo Foundation

人類共通の財産である文化財（日本国内に所在するもの）を後世に継承するため、その維持・修復事業に対して下記のとおり助成を行います。

助成の対象

1. 事業の内容

日本国内に所在する、芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料）の維持・修復事業。
ただし、祭礼等で使用される山車等の車体や車輪の修理は対象外。

2. 申請者の資格

維持・修復を必要とする上記文化財の所有者（事情により管理者による申請も認めることがあります）。
なお、① 営利を目的とする法人、② 営利目的あるいは私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する個人は、原則対象外とします。

3. 助成対象となる費用

助成対象の美術工芸品の維持・修復に直接必要な経費。
なお、2025 年度の助成対象は 3～4 ページならびに当財団のホームページをご覧ください。

助成の内容

1. 助成金

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 助成金総額 | 7,000 万円 |
| (2) 助成件数の目処 | 40 件程度 |

住友財団 35 周年記念助成

住友財団創立 35 周年を記念して、国内及び海外の文化財維持・修復事業助成にご応募頂いた事業を対象に、上記とは別枠で 2,000 万円の助成を行います。

2. 助成期間

原則として 2027 年 3 月（合意書締結日）から 2028 年 3 月までとします。

3. 助成対象者の義務

- (1) 「合意書」を締結して頂き、助成期間満了後に所定の「事業報告書」、「会計報告書」及び修復業者の「修理報告書」写しを提出して頂きます。
- (2) 対象となった美術工芸品の維持・修復事業が、「住友財団の助成を受けて実施された」ことを公表して頂きます。

選考方法

1. 学識経験者で構成された当財団の選考委員会において選考のうえ、2027 年 3 月開催予定の理事会にて決定し、直ちに採否を文書で各申請者に連絡致します。
2. 採否の理由に関するご照会には回答致しかねますのでご了承下さい。

応募方法

1. ホームページからの申請用紙のダウンロード

- (1) ホームページ (<https://www.sumitomo.or.jp/>) の左欄目次から「文化財維持・修復事業助成」を開くと、「応募方法」の欄に朱書きで「募集要項(PDF)」「申請書フォーム(PDF)」「申請書フォーム(WORD)」と表示されています。これらをクリックするとダウンロードすることができます。
- (2) 申請書の作成
申請書フォームへの入力（極力パソコン等で入力して下さい。やむを得ない場合は手書きでの記入も可とします。）により申請書を作成して下さい。固有名詞については、できるだけふりがなをつけて下さい。また、「応募方法」の欄に「Q&A(よくあるご質問)」も掲載していますのでご参考になして下さい。

2. 申請書類等の送付

下記の書類等を住友財団宛お送り下さい。

- ① 当財団所定の「申請書」：1部（ホッチキス留めはしないで下さい）
なお、修復業者の事業見積書等（修復の内容や費用がわかるもの）を添付して下さい。
複数年の修復事業の場合は、全体（全期間）の資金計画書も添付して下さい。
- ② 学識経験者又は有識者等による「推薦書」：1部
- ③ 修復対象の美術工芸品の現況カラープリント：対象物の全体が写る写真を1枚以上と
修復必要部分がわかる写真2枚以上
- ④ 上記③を含むデジタル画像を収めたCD-ROM等（USBメモリを含む。以下同じ）：1枚
なお、CD-ROM等に記録させた画像の一覧印刷を添付して下さい。
※ CD-ROM等には、①当財団所定の「申請書」を作成する際にパソコン等で入力した「申請書フォーム(WORD)」も収めて下さい。

【留意事項】

- ご送付頂いた申請書類等は返却致しません。
- 書類の管理の都合上、当財団への持参はお断りします。
- 申請書類等は、配達記録される方法（「簡易書留」等）でお送り下さい。
- 12月下旬に、申請受付番号等を記した申請書受領報告をEメール等で送信致します。
不着の場合はご照会下さい。
- 選考のため、当財団スタッフが申請に関する質問を行ったり、追加資料のご提出をお願いする場合があります。

【個人情報の取扱いについて】

- 申請書にご記入頂いた個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用致します。
- 助成が決定した場合は、申請書にご記入頂いた助成対象者のお名前、ご住所（区・市・郡まで）及び事業名と助成金額を公表致します。

3. 応募期間

2026年10月1日～11月30日（最終日までに申請書類等必着）

4. 応募・お問い合わせ先

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-12-16 住友芝大門ビル 2号館

公益財団法人 住 友 財 団

TEL 03-5473-0161 FAX 03-5473-8471

E-mail kokunai.bunkazai@sumitomo.or.jp

URL <https://www.sumitomo.or.jp/>

2025年度「文化財維持・修復事業助成」助成対象一覧

助成対象者都道府県別 (単位：万円)

事業名	助成対象者	助成金額
福島県法正厩遺跡出土品修理事業 [縄文時代] (重要文化財)	福島県 福島県福島市	324
梅竹蒔絵鞍保存修理事業 [鎌倉時代] (重要文化財)	(宗) 鹿島神宮 茨城県鹿嶋市	22
長久保赤水関係資料修理事業 [江戸時代] (重要文化財) (継続)	高萩市 茨城県高萩市	73
大工頭中井家関係資料保存修理事業 [江戸時代] (重要文化財) (継続)	中井 正知 埼玉県和光市	100
十卷本歌合保存修復事業 [平安時代] (国宝) (継続)	(公財) 前田育徳会 東京都目黒区	100
石黒信由関係資料保存修理事業 [江戸～明治時代] (重要文化財) (継続)	(一財) 高樹会 富山県射水市	31
松岡古墳群出土鉄器の保存処理事業 [弥生時代]	永平寺町 福井県吉田郡	26
絹本著色 八相涅槃図及び紙本墨書 涅槃講式 (断簡) 保存修理事業 [鎌倉時代] (重要文化財) (継続)	(宗) 劔神社 福井県丹生郡	79
木造阿弥陀如来坐像修理事業 [平安時代～鎌倉時代] (坂井市指定有形文化財)	豊原 春雄 福井県坂井市	250
絹本著色 天台大師像 1 幅保存修理事業 [鎌倉時代]	(宗) 大善寺 山梨県甲州市	50
北杜市内出土縄文土器保存修理事業 [縄文時代]	北杜市 山梨県北杜市	180
木造二十四善神立像保存修理事業 [江戸時代] (静岡県指定有形文化財) (継続)	(宗) 宝林寺 静岡県浜松市	184
交代寄合西高木家関係資料修理事業 [江戸時代] (重要文化財) (継続)	名古屋大学 愛知県名古屋市	100
絹本著色 釈迦如来坐像図修復事業 [朝鮮・高麗時代] (東近江市指定文化財) (継続)	(宗) 石馬寺 滋賀県東近江市	130
絹本著色 地藏十王図保存修理事業 [安土桃山時代] (高島市指定有形文化財) (継続)	(宗) 宝幢院 滋賀県高島市	421
賀茂別雷神社文書のうち諸国庄園260通保存修理事業 [室町時代] (重要文化財)	(宗) 賀茂別雷神社 京都府京都市	100
大日本史編纂記録保存修理事業 [江戸時代] (重要文化財) (継続)	京都大学 京都府京都市	100
京都盲啞院関係資料保存修理事業 [明治時代～昭和時代] (重要文化財) (継続)	京都府立盲学校 京都府京都市	100
狩野山雪筆 桂春院方丈障壁画修理事業 [江戸時代] (京都市指定有形文化財) (継続)	(宗) 桂春院 京都府京都市	153
紙本淡彩 波濤図及び紙本墨画 山水図保存修理事業 [江戸時代] (重要文化財) (継続)	(宗) 金剛寺 京都府亀岡市	200
木造薬師如来坐像保存修理抜本強化事業 [平安時代] (重要文化財) (継続)	(宗) 西明寺 京都府木津川市	45
紙本墨画淡彩 禅宗祖師図 (狩野内膳筆) 六曲屏風保存修理事業 [安土桃山時代] (京都府指定有形文化財) (継続)	(宗) 常栖寺 京都府与謝郡	222
叢華殿襖絵 (神坂雪佳筆) 十二ヶ月草花図保存修理事業 [大正時代] (継続)	(宗) 青蓮院 京都府京都市	240

事業名	助成対象者	助成金額
僧形八幡神像及び附弘法大師像保存修理事業 [鎌倉時代] (重要文化財)	(宗) 神護寺 京都府京都市	200
紙本金地著色 蘭亭曲水図保存修理事業 [江戸時代] (重要文化財) (継続)	(宗) 随心院 京都府京都市	200
木造金剛力士立像保存修理事業 [鎌倉時代] (京都府暫定登録文化財、綾部市指定文化財) (継続)	(宗) 施福寺 京都府綾部市	385
絹本著色 善女竜王像1幅保存修理事業 [鎌倉時代] (重要文化財) (継続)	(宗) 大通寺 京都府京都市	130
絹本著色 観経十六観変相図保存修復事業 [朝鮮・高麗時代] (継続)	(宗) 知恩院 京都府京都市	398
紙本著色 草花図保存修理事業 [江戸時代] (京都府指定有形文化財) (継続)	(宗) 智源寺 京都府宮津市	148
絹本著色 無準師範像1幅保存修理事業 [中国 南宋時代] (国宝)	(宗) 東福寺 京都府京都市	150
報恩寺本堂障壁画 (文麟筆) 保存修理事業 [江戸時代] (京都府指定有形文化財) (継続)	(宗) 報恩寺 京都府舞鶴市	170
紙本著色 日蓮聖人註画讃5巻保存修理事業 [室町時代] (京都府指定有形文化財) (継続)	(宗) 本圀寺 京都府京都市	200
私家集及び冷泉家歌書類の修理事業 [室町時代、江戸時代] (重要文化財) (継続)	(公財) 冷泉家時雨亭文庫 京都府京都市	200
木造降三世軍荼利明王立像保存修理事業 [平安時代] (重要文化財)	(宗) 尊延寺 大阪府枚方市	179
紙本墨画 山水図 (拙宗筆) 保存修理事業 [室町時代] (重要文化財) (継続)	(公財) 正木美術館 大阪府泉北郡	78
絹本著色 聖徳太子及天台高僧像保存修理事業 [平安時代] (国宝) (継続)	(宗) 一乗寺 兵庫県加西市	213
木造地藏菩薩立像附像内納入品保存修理事業 [鎌倉時代] (重要文化財)	(宗) 圓照寺 奈良県奈良市	346
絹本著色 阿弥陀如来像保存修理事業 [中国 南宗時代] (奈良市指定文化財)	(宗) 極楽寺 奈良県奈良市	66
木造彩色菊牡丹透華鬘保存修理事業 [鎌倉時代] (重要文化財) (継続)	(宗) 弘法寺 岡山県瀬戸内市	75
木造阿弥陀如来坐像保存修理事業 [平安時代] (重要文化財)	(宗) 極楽寺 徳島県鳴門市	69
木造阿弥陀三尊立像保存修理事業 [鎌倉時代] (今治市指定有形文化財)	(宗) 満願寺 愛媛県今治市	176
木造薬師如来及両脇侍像保存修理事業 [鎌倉時代] (重要文化財)	(宗) 雪蹊寺 高知県高知市	30
木造白衣観音立像 (他12件) 美観向上整備事業 [平安～室町時代] (重要文化財)	(宗) 竹林寺 高知県高知市	60
天満宮縁起画伝 (延寿王院本) 12幅保存修理事業 [江戸時代] (継続)	(宗) 太宰府天満宮 福岡県太宰府市	250
高麗版一切経保存修理事業 [朝鮮 朝鮮時代] (重要文化財) (継続)	(宗) 多久頭魂神社 長崎県対馬市	206
犬追物関係資料 (島津家伝来) 保存修理事業 [室町～明治時代] (重要文化財) (継続)	(株) 島津興業 鹿児島県鹿児島市	55
琉球国王尚家関係資料保存修理事業 [18～20世紀] (国宝) (継続)	那覇市 沖縄県那覇市	100

国内

2026年度 文化財維持・修復事業助成 申請書

申請受付番号

2026年 月 日

公益財団法人 住友財団 御中

助成申請者 印

住友財団の文化財維持・修復事業助成を下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 事業名	()

申請者	(ふりがな) 氏名	()
	住所	(〒) TEL: FAX: E-mail:

連絡担当者	(ふりがな) 氏名	()	財団との事務連絡の窓口となる方 (申請者と同一の場合は不要)
	連絡先 住所	(〒) TEL: FAX: E-mail:	

申請金額 (2026年度)

申請金額					
------	--	--	--	--	--

事業費総額 万円

・単年度事業の場合 _____万円

・複数年事業の場合 ____ヵ年事業 _____万円

(注) 申請金額は、複数年事業であっても、当該年度(単年)を対象としてください。金額は、万円単位とし、他の補助金等との合算で当該年度の事業費総額を超過することのないように設定してください。

事業実施期間	年 月 ~ 年 月 (実施期間 ____ヵ年)
--------	-------------------------

事業対象についての説明

事業対象の美術工芸品の名称 (国、地方公共団体による指定 文化財の場合はその正式名称)	ふりがな ()
国、地方公共団体による 文化財指定の有無	無 ・ 有 → (指定内容 :) 指定年月 (年 月)
所有者	
管理者 (所有者と異なる場合は、 所有者との関係も付記下さい)	
保管場所	
対象となる美術工芸品についての説明 (時代、作者、大きさ、構造、由来等を明記して下さい) 1. 制作年代 (推定根拠等) 2. 作者等 (推定根拠等) 3. 大きさ、構造、特徴等 4. 制作・伝来の由来・経緯等 5. その他特記事項	

本助成金で実施予定の事業の概要

(修復方法を明記して下さい。)

* 「～参照」とのみ記入し、修復業者による「修理設計書」等を添付して頂いても結構です。

修復業者

修復業者名		同左責任者	
住 所	(〒)		
	TEL:	FAX:	

* 当該修復業者が、過去に住友財団の助成対象の修復事業に携わった実績の無い場合は、これまでの修復実績の判る経歴書等を提出して下さい。

修復事業の実施スケジュール

日 程	実 施 概 要	場 所

* 「～参照」とのみ記入し、修復業者による「作業工程表」等を添付して頂いても結構です。

公開・公表の方法

(修復対象の文化財は、修復後にはできる限り公開していただきたいと考えております。また、その際には「本修復事業が住友財団の助成を受けて実施された」ことを公表願います。どのように公開・公表する予定であるか、できる限り具体的に記入して下さい。)

- 公開の方法例：博物館・美術館等の展覧会、文化財安置場所の公開、広報誌等での映像公開等
- 公表の方法例：パンフレット、プレート、広報誌、地元メディアへの広報等

【ご参考】博物館・美術館等での展覧会は「修復文化財展示事業助成」に応募することができます。

申請金額の支出費目別内訳（金額単位：万円）

費 目	金 額	内訳・算出根拠等
合 計		← 1 頁の「申請金額」に一致していることを確認して下さい。

注：複数年の事業の場合にも2027年3月～2028年3月迄に必要な金額について記入して下さい。
なお、修復業者による事業見積書等（複数年の事業の場合には、全体(全期間)がわかるもの）を添付して下さい。

* 今年度の資金計画（金額単位：万円）（①＝②＋③となります）

内 訳	金 額	調 達 先
今 年 度 事 業 費 総 額 ①		
既に調達が確定している額 ② (国・地方の補助金や、所有者負担等を記入)		
調達を予定している額 ③		住友財団からの助成(1頁の申請金額)

- 注：1. 調達先は国、地方公共団体等からの補助金、他財団からの助成金等を含めて記入して下さい。
2. 複数年の事業の場合には、全体（全期間）の資金計画書を添付してください。
3. 国、あるいは地方公共団体の文化財指定を受けている美術工芸品については、国、地方公共団体等からの補助金との併用が望ましいと考えておりますが、併用されない場合にはその理由を簡潔に記入して下さい。

文化財指定を受けているが、国、地方公共団体からの補助金を併用しない理由

推 薦 書

2026年 月 日

公益財団法人 住 友 財 団 御中

[推 薦 者]

住 所

所 属 ・ 職 名

氏 名

印

住友財団の文化財維持・修復事業助成の対象として下記の事業を推薦します。

記

事 業 名	
推薦理由	

(国内) 文化財維持・修復事業助成 Q & A (よくあるご質問)

質 問	回 答
1 申請者の資格について	
① 応募の申請者は誰ですか？	対象となる文化財の所有者が申請者となることができます。 神社、寺院等、宗教法人所有の場合などは、宗教法人の代表役員名で申請して頂きます。
② 対象となる文化財の管理者から申請することができますか？ 可能な場合に特別な手続きが必要ですか？	対象となる文化財を博物館等の第三者に寄託されている場合などは、その博物館等の管理者が申請者となって応募することができます。 但し、管理者が申請を行う場合には、予め所有者から「修復を行うこと」について承諾を得ておいて下さい。
③ 地区の自治会等の所有する文化財の場合は誰が申請者となりますか？	自治会等の会長等、代表者の方に申請者となって頂きます。
④ 個人所蔵の文化財で公開していません。修復費用について助成を応募することはできますか？	募集要項の「助成の対象」に記載の、 「私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する個人」 に該当する場合には応募することはできません。
2 助成対象について	
① どのような文化財の修復が対象となりますか？	募集要項の「助成の対象」に記載のとおり、 「日本国内に所在する、芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料）の維持・修復事業」 に助成しています。
② 文化財の指定を受けていませんが、修復事業助成を申請できますか？	指定の有無に関係なく、幅広く応募を受け付けています。 これまでも、無指定文化財の修復事業助成を数多く行ってきました。修復完了後に、国の重要文化財や地方公共団体の重要な文化財として指定を受けたケースもあります。

質 問	回 答
③ 祭礼等で使用する山車の車体、車輪の修理なども修復の対象となりますか？	祭礼等での使用により損傷する可能性が高い「消耗品」として、助成の対象にはなりません。
④ 文化財の部分的な修理でも応募できますか？	全面的な修理（本格的に解体して修理を行う等）が主たる対象となりますが、該当の文化財の価値を維持するために重要と思われる部分の修理であれば問題ありません。
⑤ 文化財のレプリカの作成を検討していますが、応募することができますか？	レプリカの作成、資料、書籍等の発行費用などは、助成対象とはしていません。
⑥ 文化財を収蔵している蔵の屋根が傷んでいる場合、屋根の葺き替え費用は助成対象になりますか？	助成対象は「美術工芸品」であり、収蔵している蔵等は「建築物」ですので対象外です。
3 申請金額について	
① 申請金額の上限はありますか？	申請金額に定額の上限は設けておりません。文化財の修復に必要な所有者負担額が様々であることに加え所有者の負担能力も様々であることを考慮したものです。しかし、極端に高額な申請金額については、一定の助成対象件数を確保する観点から、採択を見送らざるをえない場合があります。参考までに、直近5年間で、1件当たりの助成金額の平均は約150万円、最高は421万円で400万円以上の助成は3件となっております。
② 補助率（助成金÷修復に必要な経費）に上限はありますか？	補助率に上限はありません。所有者負担となる金額のうち、財団からの助成が必要な金額を申請して下さい。 なお、指定文化財の場合には、「国、都道府県、市町村からの補助金」を予め確認して、調達できない不足額を申請して下さい。
③ 複数年事業の場合は、一連の修復費用総額で申請する必要がありますか？	助成の可否は、1年毎に判断しています。一連の修復費用総額は申請書に記載頂きますが、申請は1年分のみです。
④ 修復費用の見積もりに1万円未満の端数が生じています。助成金額の「単位」に特別な取り扱いがありますか？	助成金額は、「1万円単位」としております。 助成金に「余剰」が発生しないよう、申請金額を「1万円単位」とし、1万円未満の端数は所有者負担として下さい。

質 問	回 答
4 応募手順について	
① 修復費用の見積もりは必須ですか？	文化財の修復事業への助成ですので、必ず修復業者に見積もりをして頂いて下さい。 文化財としての価値を失わないような修復が必要ですので、文化財の修復実績のある信頼できる修復業者に見積もりをお願いして下さい。
② 文化財として指定を受けていますが、地方公共団体の窓口等（文化財課など）には事前に相談する必要がありますか？	修復する場合には「地方公共団体に連絡（相談）すること」が、文化財の指定要件となっている地方公共団体も多くあると聞いています。 また、地方公共団体からの補助金を得るには「予算手当」に時間が掛かるため、「事前相談が必須」となっている地方自治体もあるようです。
③ 修復業者を紹介してくれますか？	財団から修復業者を紹介することはしていません。 地方公共団体の窓口等（文化財課など）に相談して下さい（指定を受けていない文化財の場合も同様です）。
④ 推薦書を書いてもらえる推薦者を紹介してくれますか？	前③の回答と同様です。なお、推薦者は当該文化財の価値や修復の必要性について客観性と専門性をもって見解を述べていただける方であれば、申請者との関係性のみをもって問題とすることはございません。
⑤ 申請書に添付する「現況のカラープリント」は、いわゆる写真専用紙に印刷したものでなければいけませんか？	「普通紙」を使用してカラー印刷されたものでも構いません。 この場合、細部の状況把握ができるように、解像度の高い状態での印刷をお願いします。
5 その他	
① 修復作業を「来年の10月～再来年の7月」で実施する予定ですが、2年間の複数年事業となりますか？	修復事業への助成期間は、助成金を財団での採否決定直後の3月下旬以降に送金しますので「3月～翌年の3月末」ですが、修復作業は採否決定後の「4月～翌年3月」を想定しています。「4月～翌年3月」の年度を跨ぐ場合は、原則として「2年の複数年事業」として「1年分」を申請して下さい。なお、修復費用が高額ではなく、修復業者への支払が年度を跨がない場合などは1年の「単年」事業として頂いても構いません。

質 問	回 答
② 修復作業をすでに開始していますが、これから申請できますか？	前①の回答でご説明のとおり、本助成の対象となる修復作業は採否決定後の「4月～翌年3月」を想定しており、申請時点ですでに修復作業を開始している当年度の修復費用については助成対象になりません。 したがって、修復作業を開始している当年度のみで修復事業が完了する場合は申請することはできません。 ただし、複数年の修復事業で翌年度も修復事業が継続する場合には、採否決定後の4月以降の修復費用を対象として申請することができます。
③ 文化財の損傷が著しいので修復を急いでいます。優先的に採択してもらえますか？	特に修復の緊急度が高いと判断される場合には、初回の申請で採択されることもあります。ただし、予算に限度がある中で、ここ数年は応募件数が増大しており、翌年以降に再度申請頂く事例が増えているのが現状です。
④ 選考基準を教えてください。	総合的な判断ですが、主なポイントとしては、 ・文化財としての重要度 ・修復の要緊急度 ・修復計画の妥当性（修復方法、修復業者の技術力などを含む） ・助成の必要度 などがあります。
⑤ （全く関連性のない）複数の文化財について、修復したいと考えていますが、同時に複数案件の申請ができますか？	応募は「1案件」毎でお願いします。修復の要緊急度、文化財の重要度を勘案頂き、優先順位の高いものから申請して下さい。
⑥ 修復事業完了後の公開に際して、助成を受けて実施したことの公表に定型文言はありますか？	定型文言はありません。「住友財団の助成を受けて修復事業を実施した」という趣旨の掲示をして頂きたいをお願いします。
⑦ 博物館や美術館で公開してもよいと考えているが、どのようにすればいいですか？	特定の博物館・美術館等がない場合は、修復に関することと合わせて地方公共団体の窓口等（文化財課など）にご相談いただくのがよいかと存じます。費用面では「修復文化財展示事業助成」の活用もご検討下さい。 芸術的、学術的に価値のある文化財は、できるだけ多くの人に鑑賞の機会が提供されることが好ましいと考えております。博物館・美術館等での公開を積極的にご検討下さい。

2026 年度 修復文化財展示事業助成 募集要項



公益財団法人 住友財団
The Sumitomo Foundation

文化財の維持・修復の事業に続けて、修復された文化財を展示するとともに、修復内容を公開することは、文化財維持・修復事業の意義をより高めることに繋がることから、それに必要な助成を行います。

助成の対象

1. 事業の内容

住友財団の助成による維持・修復事業が完了した文化財（以下「修復文化財」といいます）の展示事業。海外文化財も対象となりますが、原則、日本国内で展示する場合に限ります。

2. 申請者の資格

次のいずれかとします。

- ① 住友財団の文化財維持・修復事業助成の対象となった文化財の所有者（文化財維持・修復事業助成の助成対象者が文化財の管理者の場合はその管理者でも可）
ただし、2027年3月末までにその文化財の維持・修復事業が完了する予定であること、またはすでに完了していることが条件となります。
- ② 上記①の者から文化財の展示について承諾を得た博物館・美術館等の運営者

3. 展示施設の条件

展示事業において修復文化財の展示を行う施設は、一般公衆の利用に供する博物館・美術館等とします。

4. 助成対象となる費用

- ① 修復文化財の展示事業に要する費用
（注）汎用的な使用を目的とした展示設備の買替えや新規購入の費用は対象となりませんのでご注意ください。
- ② 修復に関わる展示に必要な費用（修復内容を解説するパネルや映像資料の制作、修復に使用した道具や材料などの展示に必要な経費等）
- ③ 修復に関わる講演やワークショップ開催に必要な費用

助成の内容

1. 助成金額と件数

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 助成金の総額 | 500万円 |
| (2) 1件当たりの助成金額 | 最大150万円（ただし、助成金額は申請金額から減額する場合があります） |
| (3) 助成件数の目処 | 5件程度 |

2. 助成期間

原則として2027年3月（合意書締結日）から2028年3月までとします。

3. 助成対象者の義務

- (1) 「合意書」を締結して頂き、助成期間満了後に所定の「事業報告書」、「会計報告書」及び展示の写真、スライド、動画、チラシ、図録等、展示内容が具体的にわかるものを提出して頂きます。
- (2) 対象となった文化財の維持・修復事業および展示事業が、「住友財団の助成を受けて実施された」ことを公表して頂きます。

選考方法

1. 学識経験者で構成された当財団の選考委員会において選考のうえ、2027年3月開催予定の理事会にて決定し、直ちに採否を文書で各申請者に連絡致します。
尚、選考は総合的な判断で行いますが、選考基準として、①文化財の重要度、②修復文化財展示としての企画の妥当性、③助成の必要度、等を考慮します。
2. 採否の理由に関するご照会には回答致しかねますのでご了承下さい。

応募方法

1. ホームページからの申請用紙のダウンロード

- (1) ホームページ (<https://www.sumitomo.or.jp/>) の左欄目次から「修復文化財展示事業助成」を開くと、「応募方法」の欄に朱書きで「募集要項(PDF)」「申請書フォーム(PDF)」「申請書フォーム(WORD)」と表示されています。これらをクリックするとダウンロードすることができます。
- (2) 申請書の作成
申請書フォームへの入力により申請書を作成して下さい。「応募方法」の欄に「Q&A (よくあるご質問)」も掲載していますのでご参考にして下さい。

2. 申請書類等の送付

下記の書類等を住友財団宛お送り下さい。

- ① 当財団所定の「申請書」：1部（ホッチキス留めはしないで下さい）
- ② 上記「申請書」に関連する参考資料

- ご送付頂いた申請書類等は返却致しません。
- 書類の管理の都合上、当財団への持参はお断りします。
- 申請書類等は、配達記録される方法（「簡易書留」等）でお送り下さい。
- 申請書を受付後、申請受付番号等を記した申請書受領報告をEメール等で送信致します。不着の場合はご照会下さい。
- 選考のため、当財団スタッフが申請に関する質問を行ったり、追加資料のご提出をお願いする場合があります。

【個人情報の取扱いについて】

- 申請書にご記入頂いた個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用致します。
- 助成が決定した場合は、申請書にご記入頂いた助成対象者のお名前、ご住所（区・市・郡まで）及び事業名と助成金額を公表致します。

3. 応募期間

2026年10月1日～2026年11月30日（最終日までに申請書類等必着）

4. 応募・お問い合わせ先

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-12-16 住友芝大門ビル2号館

公益財団法人 住友財団

TEL 03-5473-0161 FAX 03-5473-8471

E-mail bunkazai.tenji@sumitomo.or.jp

URL <https://www.sumitomo.or.jp/>